

令和 6 年度
第 4 回
宮崎地方最低賃金審議会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 6 年 8 月 27 日(火) 午前 10 : 00 ~
開催場所 宮崎合同庁舎 4 階 基準部大会議室

会 次 第

- 1 異議申出に関する審議について
- 2 検討小委員会報告について
- 3 その他

1 異議申出に関する審議について

2 検討小委員会報告について

3 その他

令和6年度
第4回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和6年度
第4回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	2024年度特定（産業別）最低賃金改正の申し出について……………	1
2	改正申出に関する要件審査結果……………	3
3	宮崎県特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）……………	5
4	検討小委員会報告（特定最低賃金改正の必要性の有無について）……………	7
5	異議の申出書（宮崎県労働組合総連合）……………	9

連合宮崎発第2024-195号
2024年 7月12日

宮崎労働局長
坂根 登 様

日本労働組合総連
宮崎県連合会(連合
会 長 吉岡

2024年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長) 土居和也
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表 秋山邦光
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 田中俊治
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会議長 鬼東賢一



以上

2024年度 賃金格差疎明資料について

資料の作成に当たっては、地域、産業分類、企業間の賃金比較ができる資料として賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計地方調査を参考資料とし、申し出4業種に対応した産業中分類での統計がないため、産業大分類での下記資料を賃金格差疎明資料として提出します。

(1) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
30人以上 (A)	246,081	291,940	260,976	169,921	161,837
5人以上 (B)	238,067	272,785	250,440	230,692	181,657
格差 (B/A)	96.7	93.4	96.0	135.7	112.2

資料出所：「みやぎの賃金・労働時間・雇用の動き：産業別に見た賃金の動き」宮崎県（令和6年4月分）

(2) 九州各県・産業分類別賃金〔きまって支給する給与〕*事業所規模30人以上

県名	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
福岡	274,978	336,820	290,495	241,421	202,473
佐賀	247,337	338,831	268,664	145,208	165,708
長崎	243,289	269,466	294,467	179,626	204,870
熊本	261,567	345,314	284,971	191,757	198,205
大分	262,270	330,621	293,276	174,248	186,671
宮崎	244,753	324,026	256,775	163,448	170,182
鹿児島	244,261	317,165	261,202	187,868	200,469
沖縄	231,297	320,512	215,532	192,030	188,211

資料出所：厚生労働省政策統括官「毎月勤労統計調査年報-地方調査-」第13表（令和4年平均）

(3) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

男性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	301.0	311.9	296.8	264.2	313.8	246.1
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	365.9	358.9	377.3	-	340.3	256.3
(B/A)	121.6	115.1	127.1	-	108.4	104.1
100~999人(C)	296.5	312.0	285.3	278.9	328.9	245.2
(C/A)	98.5	100	96.1	105.6	104.8	99.6
10~99人(D)	275.7	304.8	256.6	242.1	285.1	244.4
(D/A)	91.6	97.7	86.5	91.6	90.9	99.3

女性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	226.8	212.7	196.8	190.7	210.1	200.7
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	260.2	258.3	241.6	-	224.3	198.5
(B/A)	114.7	121.4	122.8	-	106.8	98.9
100~999人(C)	235.1	256.5	204.8	226.0	222.3	207.1
(C/A)	103.7	120.6	104.1	118.5	105.8	103.2
10~99人(D)	208.2	193.2	175.1	168.2	179.3	191.9
(D/A)	91.8	90.8	89.0	88.2	85.3	95.6

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」第1表（令和4年）宮崎県

令和6年度特定最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和6年7月29日

名称	申出年月日	申出者	適用労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数				比率	審査結果	申出内容 参考協約額
				労働協約・労使協定等	機関決定	合意署名	合計 〔B〕			
宮城県自動車（新車）小売業最低賃金	令和6年7月12日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長）	人 2,650 (172)	人 1,239 (62)	人	人	人 1,239 (62)	46.8%	適	金額改正 1,000円
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和6年7月12日	全日本電機・電子・情報関連産業 労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表	人 7,870 (71)	人 355 (2)	人	人 2,854 (10)	人 3,209 (12)	40.8%	適	金額改正 1,013円
宮城県各種商品小売業最低賃金	令和6年7月12日	宮崎県小売産業別最賃労組連絡会 代表幹事	人 4,620 (75)	人 2,627 (1)	人	人	人 2,627 (1)	56.9%	適	金額改正 960円
宮崎部分肉・冷凍肉・肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和6年7月12日	日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会 議長	人 2,730 (53)	人 734 (2)	人	人 598 (1)	人 1,332 (3)	48.8%	適	金額改正 919円

※（ ）内は事業所数または労組数

宮崎労発基 0729 第 1 号
令和 6 年 7 月 29 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎労働局長 坂根 登

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 12 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 吉岡英明会長から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号)
申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長)
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）
申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会 代表
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）
申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事
- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）
申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会 議長

令和6年8月27日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会
特定最低賃金検討小委員会
座長 橋口 剛和

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年7月29日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金について、全会一致に至らず、改正決定する必要性ありとの結論に達し得なかったため報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金
- 4 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金

宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和6年8月16日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	こが しょうへい 古賀 修平	宮崎大学地域資源創成学部 准教授
	はしぐち たけかず 橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	もりべ よういちろう 森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働 者 代表 委員	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	しらすまき よういち 白崎 洋一	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	どい かずや 土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
使用 者 代表 委員	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう しげひさ 酒匂 重久	宮崎県商工会連合会 専務理事
	のぐち かずひこ 野口 和彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事

各側五十音順

2024年8月21日

宮崎労働局長 坂根 登 様

宮崎県労働組合総
議長 江良

宮崎県最低賃金の改定に関する異議の申出書

貴職におかれましては、労働行政向上のため日々ご奮闘されておられますことに敬意を表します。

8月9日、宮崎地方最低賃金審議会は宮崎県の地域最低賃金の時間額を、これまでの897円から55円引き上げ、952円とするとの答申をおこないました。

エネルギー・物価高騰が暮らしを直撃し、県民生活が厳しい情勢において、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけるため、中央最低賃金審議会が示した目安50円に5円をプラスするとの結論は極めて意義深い考えであると思います。また付帯決議において、中小企業・小規模事業者への支援の強化や価格転嫁の促進、社会保険や税金の減免などの対策や、「年収の壁」問題解決のための制度改正を求めている事など、一定部分の評価はできます。

しかし、時間額55円の引き上げでは『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は165,458円(952円×173.8時間)年額で1,985,492円です。そこから税金などの支払いがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とはいいがたく、憲法25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに値する金額とも到底言えません。

また、都市部との大きな格差も解消されません。今回Aランクで目安に上乘せを行った地方はありませんが、現在までに答申を行っているCランク県は+4円～+7円と、目安に大幅な積み増しをしています。「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方であることがうかがい知れますし、そのための積極的引上げ答申であると認識します。

宮崎地方最低賃金審議会は目安に5円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。しかし、このままでは、東京は1,163円、宮崎は952円、依然211円の大きな格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額211円もの格差は合理的なものとはとても言えません。抜本的な格差解消が求められます。労働者が、宮崎県で働きたい環境をつくるためにも地域間格差の解消は必須の課題です。

近年の、エネルギー・物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最

低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。最低賃金の見直しを年 1 回ではなく、少なくとも年 2 回、経済・景気の状態を見ながら行う事も必要と考えます。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額 952 円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 物価高騰している状況を鑑みて、常に最低賃金が適正な金額となるよう、最低賃金の改定を年 1 回ではなく、少なくとも年 2 回答申を行うようにしてください。
4. 地域間格差を拡大させる現行の目安制度を早急に改善するよう、政府に対して強く求めてください。
5. 付帯決議の内容を確実に実行するよう、政府に対して強く求めてください。

以上

